

第9期介護保険事業計画（飯山市老人福祉計画）の
パブリックコメントの実施について

民生部 保健福祉課
令和6(2024).1.17

令和6年(2024年)～8年(2026年)を計画期間とする標記計画について、介護保険運営協議会における協議を経て、計画案を策定いただきました。この計画案について広く市民の皆さまのご意見をお伺いするパブリックコメントを下記のとおり実施し、計画確定に繋げてまいります。

【パブリックコメントの実施】

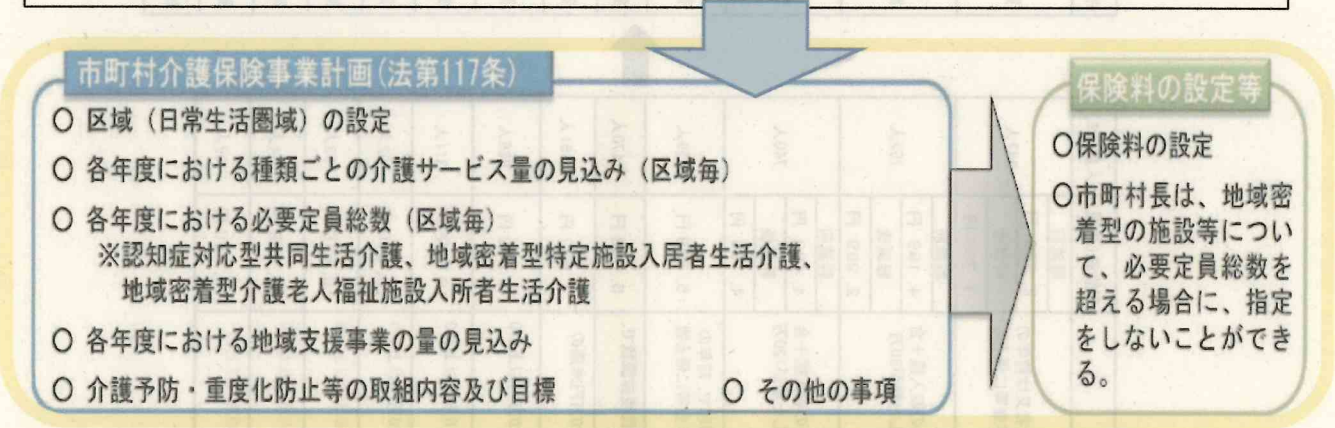
- ▶ 期 間：令和6年(2024年)1月13日(土)～2月11日(日)
- ▶ 方 法：市ホームページおよび市役所保健福祉課窓口で計画案を公表し、所定の様式にてコメントを受付

【第9期介護保険事業計画について】

◎保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業計画を策定

国の基本指針（法第116条、9期指針案：令和5年7月 厚生労働省 社会保障審議会）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス料を見込むにあたり参酌する標準を示す



◇第9期計画に対応する令和6年度介護報酬改定について(R5.12.22 厚生労働省)

＊基本的な視点

- ①地域包括ケアシステムの深化・推進
- ②自立支援・重度化防止に向けた対応
- ③働きやすい介護の職場づくり
- ④制度の安定性・持続可能性の確保

＊介護職員の処遇改善を先行して強化 → 改定率+1.59%

《介護保険料について》
・標準段階を9段階から13段階へ
・高所得者の乗率引上げ
・低所得者の乗率引下げ

◇飯山市第9期介護保険事業計画案における介護保険料案

国の改定方針を踏まえ、「低所得層の負担軽減、基準額(第5段階)および第4～12段階は据置き、13段階を新設」とされました。(裏面)

現行（第8期）介護保険料（月額）

所得段階	基準額に対する割合	対 象 者	保険料(月額)	人数(R5)
第1段階	軽減前 基準額×0.50 軽減後 基準額×0.30	生活保護受給者。 世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金受給者又は前年の公的年金等の収入額+合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下の方	軽減前	967人
	2, 999 円			
	軽減後			
			1, 799 円	
第2段階	軽減前 基準額×0.70 軽減後 基準額×0.50	世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等の収入額+合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円超120万円以下の方	軽減前	752人
	4, 199 円			
	軽減後			
			2, 999 円	
第3段階	軽減前 基準額×0.75 軽減後 基準額×0.70	世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等の収入額+合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が120万円超の方	軽減前	740人
	4, 499 円			
	軽減後			
			4, 199 円	
第4段階	基準額×0.96	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、前年の公的年金等の収入額+合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下の方	5, 758 円	859人
第5段階	基準額×1.00	基準額。世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	5, 998 円	1,470人
第6段階	基準額×1.28	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	7, 677 円	1,351人
第7段階	基準額×1.38	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	8, 259 円	886人
第8段階	基準額×1.78	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	10, 655 円	311人
第9段階	基準額×1.83	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	10, 970 円	92人
第10段階	基準額×2.10	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	12, 610 円	53人
第11段階	基準額×2.17	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	12, 988 円	14人
第12段階	基準額×2.37	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	14, 186 円	52人

改定後（第9期）介護保険料（月額）

現行との差額

所得段階	基準額に対する割合	対 象 者	保険料(月額)	人数(R5)
第1段階	軽減前 基準額×0.455	生活保護受給者。 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は前年の公的年金等の収入額+合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下の方	軽減前 2,729円	967人
	軽減後 基準額×0.285		軽減後 1,709円	
第2段階	軽減前 基準額×0.685	世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等の収入額+合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円超120万円以下の方	軽減前 4,109円	752人
	軽減後 基準額×0.485		軽減後 2,909円	
第3段階	軽減前 基準額×0.69	世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等の収入額+合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が120万円超の方	軽減前 4,139円	740人
	軽減後 基準額×0.685		軽減後 4,109円	
第4段階	基準額×0.96	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、前年の公的年金等の収入額+合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下の方	5,758円	859人
第5段階	基準額×1.00	基準額。世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	5,998円	1,470人
第6段階	基準額×1.28	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	7,677円	1,351人
第7段階	基準額×1.377	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	8,259円	886人
第8段階	基準額×1.776	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	10,655円	311人
第9段階	基準額×1.828	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	10,970円	108人
第10段階	基準額×2.102	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	12,610円	38人
第11段階	基準額×2.165	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	12,988円	16人
第12段階	基準額×2.365	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	14,186円	13人
第13段階	基準額×2.56	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	15,355円	36人

[illegible]